



目次

規 則	ページ
◎臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○道路の区域変更(2件) (道路課)	1
○道路の供用開始(3件) ()	1
入札公告	
○一般競争入札(高知県警察本部庁舎地下泡消火設備の借入れ)の公告 (警察本部装備施設課)	2

規 則

臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年11月7日
高知県知事 濱田 省司

高知県規則第111号

臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

臨床検査技師等に関する法律施行細則(平成10年高知県規則第29号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

高知県臨床検査技師等に関する法律施行細則

別記第1号様式及び別記第2号様式中
「 届出者 住所
(法人にあっては、主たる
事務所の所在地)
氏 名 ◎
(法人にあっては、名称及
び代表者の職・氏名) 」
を
「届出者 住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
及び代表者の職・氏名
電話番号 」

に改める。
別記第3号様式から別記第5号様式までの規定中
「 届出者 住所
(法人にあっては、主たる
事務所の所在地)
氏 名 ◎
(法人にあっては、名称及
び代表者の職・氏名) 」

を
「届出者 住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
及び代表者の職・氏名
電話番号 」

に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第702号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和5年11月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和5年11月7日
高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 安田東洋
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡安田町船倉字尾マタ759番3から安芸郡安田町船倉字尾マタ669番8まで	前	2.9 }	48
		9.9	
安芸郡安田町船倉字尾マタ759番3から安芸郡安田町船倉字尾マタ669番1まで	後	2.9 }	48
		20.7	

高知県告示第703号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和5年11月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和5年11月7日
高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 磯谷本山
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡大豊町川口字ナガクボ1349番1から長岡郡大豊町川口字ボンナル189番2まで	前	2.9 }	174
		10.9	
	後	7.0 }	174
		31.9	

高知県告示第704号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、令和5年11月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和5年11月7日
高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 安田東洋
- 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡安田町船倉字尾マタ759番3から安芸郡安田町船倉字尾マタ669番1まで	48	令和5年11月7日

高知県告示第705号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、令和5年11月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年11月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山路中村
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市不破字畦田1696番2から 四万十市不破字本結1680番8まで	139	令和5年11月7日

高知県告示第706号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和5年11月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年11月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安満地福良
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡大月町泊浦字弦場373番1から 幡多郡大月町泊浦字弦場山409番34地先まで	162	令和5年11月7日

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年11月7日

高知県警察本部長 高清水 善弘

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品の名称及び数量
高知県警察本部庁舎地下泡消火設備 一式
 - (2) 借入物品の特質等
入札説明書による。

- (3) 借入物品の借入期間
令和7年3月1日から令和16年2月28日まで
- (4) 借入物品の借入場所
高知県警察本部警務部装備施設課が指定する場所
- (5) 入札方法

ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料の月額を入札書に記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「令和3～令和5年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和3年度から令和5年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和2年10月高知県告示第810号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。
- (5) 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8544
高知市丸ノ内二丁目4番30号
高知県警察本部警務部装備施設課管財係
電話番号088-826-0110（内線2267）

- (2) 入札説明書の交付方法

令和5年11月7日（火）から同月29日（水）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時
令和5年12月19日（火）午後1時30分
郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和5年12月18日（月）午後5時までに(1)の入札説明書の交付場所に必着すること。

- イ 場所

高知市丸ノ内二丁目4番30号 高知県警察本部2階201会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。
- (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品の機能等証明書及び借入物品を納入することができることを証明する書類を令和5年11月29日午後5時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (5) 落札者の決定方法等
規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日

までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無
無

(7) 契約書作成の要否
要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和5年11月16日(木)午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口
3の(1)に同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:
Underground foam fire extinguisher equipment for Kochi Prefectural Police Headquarters 1 set

(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Wednesday 29 November 2023

(3) Date and time for tender (by hand): 1:30 P.M. on Tuesday 19 December 2023

(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive at the division noted in (5) by 5:00 P.M. on Monday 18 December 2023

(5) Contact: Equipment Facilities Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544

Tel: 088-826-0110 (ext. 2267)

(6) Others: As in the tender documentation